#### 参考資料2. OIEコード

0IE コードの第 10.4. 章の要点を以下に抜粋した。

総則

(省略)

4 家きん以外の鳥(野鳥を含む)における高病原性インフルエンザ A 型ウイルス感染又は家 きん及び飼育野鳥における低病原性鳥インフルエンザウイルス感染に関する通報は、国又は 地域の高病原性鳥インフルエンザ清浄ステータスに影響しない。加盟国は、そのような通報 又は鳥類における通報対象外のいかなるインフルエンザ A 型ウイルスの存在に関するその 他の情報を得たことによる家きん物品の輸入停止措置を課さないものとする。

(省略)

6 高病原性鳥インフルエンザワクチンの接種は特定の条件下において推奨される。使用されるワクチンは、陸生マニュアルに記載される基準に従っていなければならない。第 10.4.28章の特に第 2 項に従って実施されるサーベイランスにより感染がないことが示される場は、ワクチン接種により高病原性鳥インフルエンザの清浄国、地域ステータスが影響を受けることはない。ワクチン接種は、スタンピングアウトのみでは防疫措置が十分でない場合に効果的な補完的手段となりうる。ワクチンを接種するか否かは、獣医当局による、第 4.18章で記載されている適切なワクチン接種戦略の遂行能力と、鳥インフルエンザの状況に応じて獣医当局により決定される。

(省略)

## 第 10.4.3. 条 HPAI 清浄国又はゾーン

国又はゾーンは、以下のとき HPAI 清浄と見なすことができる。

- HPAI ウイルスへの感染が国全土で通報疾病とされている。
- HPAIの疑い報告を促進するための啓発プログラムが実施されている。
- 第 1.4. 章及び第 10.4.26. 条から第 10.4.30. 条に沿ったサーベイランスに基づいて、HPAI の感染がないことが、当該国又はゾーンにおいて過去 12 か月間にわたって示されている。
- 鳥インフルエンザウイルスのリスク及びそれに対処するための所定のバイオセキュリティ及び管理措置に係る啓発プログラムが実施されている。
- 物品が、第10.4.7.条から第10.4.22条に沿って輸入されている。

サーベイランスは、歴史的又は地理的要因、産業構造、飼養羽数のデータ及び発生地又はワクチン接種との距離によって、国内の地域又は既存のゾーンに対して適用されるべきである。

## 第 10. 4. 17. 条 HPAI 清浄国、ゾーン又はコンパートメントからの輸入に係る勧告

### 生鮮家きん肉について

獣医当局は、生鮮肉貨物が次の家きん由来であることを証明する国際獣医証明の提示を求めるべきである。

- 1 HPAI 清浄国、ゾーン又はコンパートメント由来の家きん
- 2 HPAI 清浄国、ゾーン又はコンパートメントに位置する承認された食鳥処理場でと畜され、かつ、6.3. 章に沿ってと畜前後検査を受け、良好な結果が得られた家きん

# 第 10.4.18.条 家きん肉製品の輸入に係る勧告

原産国の HPAI のステータスにかかわらず、獣医当局は以下を証明する国際獣医証明の提示を 求めるべきである。

1 当該家きん肉製品が、第10.4.17.条の要件を満たす生鮮肉に由来するものであること。

## 又は、

- 2 家きん肉製品が、第 10.4.24. 条に沿った HPAI の不活化のための処理が実施されており、 かつ
- 3 家きん肉製品の HPAI ウイルスの汚染源との接触を避けるために必要な予防措置が講じられていること。